

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第2次）

蕨市DV防止基本計画 （第2次）

平成28年3月



蕨市

はじめに



蕨市では平成23年度に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」の下位計画として「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（蕨市DV防止基本計画）」を単独で策定し、DVの防止および被害者の支援に積極的に取り組んでまいりました。近年、「DV」という言葉の周知も急速に広がり、それに伴い、市へのDV相談件数も大きく増加しました。蕨市では、平成27年4月に「蕨市配偶者暴力相談支援センター」事業を開始し、庁内及び関係機関との連携体制をしっかりと整え、きめ細やかに被害者支援に当たっております。しかし、今回行った「配偶者からの暴力に関する調査」からは、配偶者暴力相談支援センターや警察などの公的な相談に結びついていない潜在的被害者がまだまだ多い現状が明らかとなりました。また、子どもが親の暴力を目撃している割合も多く、子どもへの精神的な影響や将来的な暴力の世代間連鎖も非常に懸念されるところです。さらに、若い世代においても交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が発生しており、防止啓発に力を入れていくことの必要性を強く感じております。

このことから、蕨市では、配偶者からの暴力のない社会づくりを目指し、平成28年度からの5か年を計画期間とする「蕨市DV防止基本計画（第2次）」を策定いたしました。今後、この計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に関する施策を、関係機関との連携を図りながら積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びにこの計画の策定にあたり、建設的なご提言をいただきました蕨市男女共同参画推進委員会の皆様、またご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年3月

蕨市長 頼高 英雄

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本的な考え方	3
	（1）対象とする暴力	3
	（2）施策推進の視点	4
5	計画策定の経緯	5
	（1）国における経緯	5
	（2）埼玉県における経緯	5
	（3）蕨市における経緯	6
6	計画の目標	7
7	前計画の推進状況	7

第 2 章 計画の内容

1	計画の体系	9
2	施策の展開	1 1
	基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発	1 1
	基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	1 5
	基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援	1 9
	基本目標 4 関係機関との連携協力	2 3
3	計画の推進	2 4

資料編

○ 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書	28
○ 関係法令等	
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…	46
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策 に関する基本的な方針（概要）	52
・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	56
○ 名簿	
・ 蕨市男女共同参画推進委員会委員	58
・ 蕨市男女平等行政推進会議委員	58
○ 計画策定の経過	59

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本的な考え方
- 5 計画策定の経緯
- 6 計画の目標
- 7 前計画の推進状況

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

※1 配偶者

DV防止法でいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。

※2 配偶者からの暴力

DV防止法では、配偶者からの身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうが、一般的には、身体的暴力、精神的暴力以外にも、性的暴力や経済的暴力も含む。また、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を含み、離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際を解消した後も配偶者から引き続き受ける暴力を含む。

※3 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）

平成26年に策定された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

※4 基本方針

DV防止法に基づき、国が告示した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項などを定めた方針

※5 埼玉県DV防止基本計画

DV防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即して都道府県基本計画を定めなければならない」とされている。埼玉県は、平成18年度から20年度までの基本計画を策定し、平成21年度には新たに3ヵ年の基本計画を策定した。

※6 デートDV

若年者の間で起こる、交際相手からの暴力を「デートDV」という。

配偶者※1からの暴力※2（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。

このような状況を改善するため、平成26年3月に策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）※3」では、「男女間の暴力防止と被害者への支援」を重点施策のひとつに位置付け、DV防止とDV被害者への支援への取り組みを進めています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」が、平成20年1月に一部改正されたことにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めること」や「配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務として規定されました。これを受け、蕨市でも、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針※4」という）」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「埼玉県DV防止基本計画※5」という）」を勘案した、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「蕨市DV防止基本計画」という）」を平成24年2月に策定し、この間、DV防止や交際相手からの暴力（以下、デートDV※6という）防止に関する施策およびDV被害者の支援に総合的、計画的に取り組んできました。平成27年4月には「蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（説明は2ページ）」事業を開始し、DV被害者の相談や支援に、より一層力を入れて取り組んでいます。

このたび、現行計画が平成27年度で終了することから、現行計画に基づく施策の推進状況を検証し、今後も引き続き、必要な施策を総合的、効果的に推進するため、平成28年度を始期とした新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく「基本方針※4（1ページ参照）」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県DV防止基本計画※5（1ページ参照）」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8」第3条第5号及び第7条第3項の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）※3（1ページ参照）」の下位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

※7 配偶者暴力相談支援センター

被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。DV防止法では、都道府県に対して設置を義務づけており、市町村に対しては適切な施設において機能を果たすよう努めることとされている。

※8 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

蕨市の男女共同参画のまちづくりを進めるため平成15年3月27日に制定し、平成15年6月1日から施行した。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 基本的な考え方

※9 事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとは、いわゆる“内縁”を指す。

※10 生活の本拠を共にする交際をする関係とは、いわゆる“同棲”を指す。

(1) 対象とする暴力

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの※9を含む）」および「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手※10」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、この計画では、上記に該当しない「デートDV※6（1ページ参照）」についても対象とします。

また、暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含みます。

身体的暴力……………身体に直接加えられる暴力で、刑法の傷害罪や暴行罪にも該当する行為です。

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 首を絞める
- ・ 刃物などの凶器を突きつける
- ・ 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする
- ・ 物を投げつける など

精神的暴力……………言葉や態度で繰り返し相手を攻撃したり、制限したりすることにより、精神的に傷つける行為です。

- ・ 大声で怒鳴る
- ・ 暴力をふるう、殺すなどと言って脅迫する
- ・ 殴るふりをしたり、壁を蹴ったりして脅す
- ・ 壁に物を投げつけたり、物を壊したりして脅す
- ・ 繰り返し批判したり、人格をおとしめるようなことを言ったりする
- ・ 何を言っても長時間無視する
- ・ 交友関係や行動を監視したり、制限したりする など

性的暴力……………同意のない性行為や自分勝手な性的行為の強要をするなど、人格を無視し傷つける行為です。

- ・ 望まない性的な行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する
- ・ 見たくないポルノ雑誌やビデオなどを無理に見せる など

経済的暴力……………経済的に困窮させたり、経済的自由を奪ったりして経済的に支配する行為です。

- ・ 必要な生活費を渡さない
- ・ 働いて得たお金を取り上げる
- ・ 相手名義の借金をする
- ・ 仕事をさせない、または仕事を無理に辞めさせる
- ・ 家庭の収入を握っていて教えない など

(2) 施策推進の視点

「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8 (2ページ参照)」及び「DV防止法」の基本的な理念等に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- ① DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- ② DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ 女性であることに加え、障害者や高齢者、外国人であること、また貧困であること等により複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- ⑤ DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待※11でもあるという認識を持つこと
- ⑥ 被害数は少ないものの、男性の被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- ⑦ DVの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- ⑧ 庁内及び関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

※11 児童虐待

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待にあたるとしている。

5 計画策定の経緯

(1) 国における経緯

国連は1993年（平成5年）の総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。1995年（平成7年）の「北京世界女性会議」を機に、世界各国で女性に対する暴力への取り組みが行われるようになりました。

日本でも「女性に対する暴力の撤廃」は極めて重要な取り組み課題として「男女共同参画基本計画※12（平成12年～）」の中に組み込まれました。

さらに女性に対する暴力の中でも、特にDVの根絶は最重要課題として、平成13年4月に「DV防止法」が制定され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

「DV防止法」は平成16年5月に1度目の改正が行われ、平成16年12月の施行とともに「基本方針※4（1ページ参照）」が策定され、DV対策に関する施策が示されました。平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度※13の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）の設置が、市町村の努力義務として規定されました。同法の平成20年1月の施行と合わせて「基本方針」も改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。さらに、平成25年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、合わせて「基本方針」も改定されました。

(2) 埼玉県における経緯

埼玉県では、DV防止法の制定を受け、平成14年の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけました。

平成16年のDV防止法の改正を踏まえ、平成18年度には「埼玉県DV防止基本計画※5（1ページ参照）」を策定し、DVの防止、被害者の保護、自立支援に積極的に取り組んできました。平成24年策定の「埼玉県DV防止基本計画（第3次）」においては、これまでの取り組みを一層進めるとともに、市町村の取り組みに対する支援を充実するとしています。

※12 男女共同参画基本計画

国における最初（第1次）の男女共同参画基本計画。

※13 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが多い場合に、裁判所が配偶者に対して、被害者への接近禁止や住居からの退去などを命令する制度。

(3) 蕨市における経緯

蕨市では、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会※14（平成 13 年）」「蕨市男女共同参画市民懇談会※15（平成 14 年）」「蕨市男女共同参画推進委員会※16（平成 15 年）」の提言でそれぞれ「女性に対する暴力の根絶」が示されており、平成 15 年に制定した「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8（2 ページ参照）」では、女性に対する暴力を条文の中に取り入れました。第 3 条第 5 号では、「DV やセクシュアル・ハラスメント※17、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第 7 条第 3 項では「DV をはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します」としています。

平成 16 年に、この条例に基づいて策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（平成 16 年度～25 年度）」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重要施策の一つに掲げ、DV が犯罪であることについての意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。

平成 26 年に改訂した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第 2 次）※3（1 ページ参照）（平成 26 年度～35 年度）」では、「男女間の暴力防止と被害者への支援」を重要施策として掲げ、「蕨市DV 防止基本計画」を一層推進していくこととしています。

このたびの「蕨市DV 防止基本計画（第 2 次）」策定にあたっては、「蕨市男女共同参画推進委員会※16」からいただいた提言（平成 27 年 10 月 26 日）をもとに「蕨市男女平等行政推進会議※18」において素案の検討を重ね、素案に対して広く市民の意見を伺うために、平成 28 年 1 月から 2 月にかけてパブリック・コメント※19を実施しました。

※14 蕨市男女共同参画プラン策定懇話会

男女共同参画のまちづくりに向けた基本計画を策定するための懇話会。計画策定に向けて提言を行った。

※15 蕨市男女共同参画市民懇談会

上記の懇話会の「計画策定よりも先に条例の制定を」という提言を受けて設置。条例を制定するための提言を行った。

※16 蕨市男女共同参画推進委員会

男女共同参画パートナーシップ条例に基づいて平成 15 年度に設置し、同年、男女共同参画基本計画のための提言を行った。今回の計画策定に当たっても、市長へ提言を行っている。

※17 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動でいやがらせをしたり、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させたりするもの。

※18 蕨市男女平等行政推進会議

平成 3 年に設置された、市職員を委員とする男女平等を推進するための会議。

※19 パブリック・コメント

行政が制定する条例、策定する基本計画等の素案について、一定期間を定めて広く市民から意見を募集すること。

6 計画の目標

配偶者等からの暴力のない社会づくり

7 前計画の推進状況

※20 男女共同参画情報紙「パートナー」
市民編集委員の協力により企画・編集している男女共同参画の情報紙。年に1～2回発行している。

年 月	推進内容（主なもの）
平成23年11月	男女共同参画情報紙「パートナー」※20でDVを特集
平成24年2月	蕨市DV防止基本計画の策定
〃	シンポジウム「DVを知ってみよう」開催 講師 信田さよ子氏、伊田広之氏
〃	DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブックの作成
平成24年3月	職員研修「DVの実態と対応について」の実施 H25年2月、H27年2月にも同研修を実施 DV庁内連絡会委員研修をH26年度から実施
平成24年11月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催（毎年継続） H24 東公民館、H25 南公民館、H26・27 北町公民館
平成25年1月	デートDV防止ハンドブックを成年式で配布（毎年継続）
平成25年12月	DV被害者個人情報保護マニュアルの策定
平成26年4月	DV対策庁内連絡会の設置
〃	DV被害者緊急一時保護（協定締結ホテル宿泊）の開始
平成27年4月	蕨市配偶者暴力相談支援センター事業開始
〃	女性相談員の設置（火・木）
〃	医療機関（小児科、整形外科）へのDVパンフレット配布
平成27年7月	協働提案事業「デートDV防止啓発事業」を第一中学校で開催（提案団体：蕨市男女平等推進市民会議）
平成27年11月	DV対策庁内マニュアルの作成と配布
平成28年2月	協働提案事業「デートDV防止啓発事業」を第二中学校、東中学校で開催（提案団体：蕨市男女平等推進市民会議）

「蕨市DV防止基本計画」に基づき、上記の事業を実施したほか、公民館の高齢者学級や家庭教育学級における出前講座、セミナー、DV啓発パネル展などを実施しました。

第2章 計画の内容

- 1 計画の体系
- 2 施策の展開
- 3 計画の推進

第2章 計画の内容

1 計画の体系

基 本 目 標	施 策
基本目標 1 ＤＶ防止のための教育及び意識啓発	1 ＤＶ防止のための教育及び意識啓発の充実
	2 デートＤＶ防止の意識啓発と理解の促進
基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	1 早期発見のための通報の周知
	2 相談窓口・相談機関の周知
	3 相談体制の強化及び充実
基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援	1 被害者の安全確保
	2 被害者の情報の保護
	3 被害者の自立に向けた支援
基本目標 4 関係機関との連携協力	1 関係機関との連携協力

事業名
(1) 様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発 (2) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施 (3) DV防止の学習機会の提供 (4) 学校における人権教育・男女平等教育の推進 (5) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校等での生活指導の推進 (6) 教職員や保育士等への研修の充実
(1) デートDV防止の啓発と学習機会の提供の充実 (2) 教職員へのデートDV研修の充実
(1) 通報の意義と必要性の周知
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターの周知
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実 (2) 「女性の心と生き方相談」や「法律相談」などの専門相談との連携 (3) 外国人や高齢者、障害者からの相談に対する配慮 (4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施 (5) 男性被害者に対する相談体制の検討 (6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討
(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施 (2) 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応 (3) 保護命令制度の利用助言 (4) 加害者からの追及に対する対応
(1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置 (2) 被害者に関する情報の保護の徹底
(1) 被害者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援 (2) 被害者の精神面への支援 (3) 子どもに対する支援 (4) 支援等の継続
(1) 「女性相談連絡会議（庁内外連絡会議）」の充実 (2) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化 (3) 警察等の関係機関や他市町村等との連携の強化

2 施策の展開

基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発

現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。警察庁の統計によると、平成 25 年度中に検挙した配偶者（内縁関係も含む）による「殺人、傷害及び暴行事件」は 4,444 件で、そのうちの 4,120 件（92.7%）は女性が被害者となっています。

蔵市が平成 27 年 5 月に行った「配偶者からの暴力に関する調査※21」では、女性の 4 人に 1 人、男性の 10 人に 1 人が、配偶者から「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」のいずれかの暴力を受けたことが「何度もあった」と答えています。これら 4 つの種類の被害経験はどれも、女性の被害が男性を上回っており、なおかつ、繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体的暴力」では、女性が 8.9%、男性 2.7%、「精神的暴力」では、女性が 23.9%、男性が 9.5%、「経済的暴力」では、女性が 3.9%、男性が 1.4%、「性的暴力」では女性が 8.3%、男性が 0%となっています。

このような被害の実態があるにもかかわらず、DVへの理解はいまだ十分ではありません。「配偶者からの暴力に関する調査※21」によると、夫婦間の暴力と認識される行為について、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」「刃物などを突きつけて脅す」は、男女ともに 90%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識していますが、「何を言っても長時間無視し続ける」を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに 50%以下となっています。調査結果が示すように、身体的な行為が暴力であるという認識は高いのですが、精神的に追い詰める行為なども暴力であるとの認識は低いのが現状です。この結果は 5 年前の調査と変わっていません。

女性に対する暴力は、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識※22 など、社会構造的な問題が背景にあると言われています。

DVの種類や特徴、DVが起こる背景、DVを防止するにはどうしたらよいかなど、DVに関する正しい理解が深まるよう意識啓発や教育を進めていく必要があります。特に、DVなど家庭の中で起こる暴力は、暴力のある環境で育つ子どもが、問題の解決手段に暴力を用いたり、暴力を容認

※21 配偶者からの暴力に関する調査

蔵市DV防止基本計画（第2次）を策定するための基礎資料として、平成 27 年に実施。調査概要及び結果については「資料編」参照。

※22 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定化して考える意識を言う。

することを無意識のうちに学習することで、世代間の連鎖を生むとも言われていることから、保護者等をはじめ、学校や地域に向けても広く啓発していくことが重要です。また、若年者の間でおこるデートＤＶについても、デートＤＶを未然に防ぐための啓発や教育の充実を図るとともに、教職員等の理解を促進していく必要があります。

蕨市では、これまでも、前計画に基づき、あらゆる機会や方法により、ＤＶ防止の啓発や教育に努めてきましたが、さらに正しい理解を広げるために、もっと多くの啓発活動や学習機会の提供が必要です。

今後は、これまでの取り組みを継続、充実するとともに、より効果的な方法を研究し実施していきます。

施 策

1 ＤＶ防止のための教育及び意識啓発の充実

事 業 名	担当部署
(1) 様々な広報媒体やＤＶ防止啓発資料等を活用した啓発 市のホームページやＤＶ防止啓発資料（ＤＶ防止パンフレット、デートＤＶ防止ハンドブック等）での継続的な啓発をはじめ、男女共同参画情報紙「パートナー」※20（7ページ参照）や広報蕨、ケーブルテレビなどを活用した啓発を進めます。 さらに、より一層工夫を凝らした効果的な啓発方法について研究します。	市民活動推進室 秘書広報課
(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施 毎年11月12日～11月25日に全国的に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間をはじめ、6月23日～6月30日の「男女共同参画週間」、12月1日～12月9日の「人権週間」に合わせた啓発活動を実施します。特に「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発にあたっては、この運動のシンボルである「パープルリボン」の周知と合わせて効果的に実施します。	市民活動推進室 コミュニティ・センター

事業名	担当部署
(3) DV防止の学習機会の提供 DVの防止及び理解のための講座（生涯学習出前講座を含む）や講演会、パネル展、DV関連図書及び資料展示等を実施するとともに、公民館で行われている家庭教育学級や高齢者学級などでもDVの防止や理解を促進する内容を積極的に取り入れることにより、家庭や地域におけるDVの防止及び理解を進めます。	市民活動推進室 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館
(4) 学校における人権教育・男女平等教育の推進 男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」と、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識※22（11 ページ参照）を是正する「男女平等教育」を、児童・生徒の発達段階に応じて進めます。	市民活動推進室 学校教育課
(5) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校等での生活指導の推進 子育て中の各家庭において、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する教育啓発を推進していきます。併せて、同様の視点に立った学校での生徒指導や、保育園、留守家庭児童指導室での生活指導を日常的に行います。	市民活動推進室 児童福祉課 保育園 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館
(6) 教職員や保育士等への研修の充実 DVが行われている家庭では子どもも被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待※11（4 ページ参照）でもあります。DVは、子どもの様子や被害者本人の怪我などから発見することもあるため、子どもや保護者と接する教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等は、DVについて正しく理解をする必要があることから、教職員等に対する研修の充実を図ります。	市民活動推進室 児童福祉課 保育園 学校教育課

2 デートＤＶ防止の意識啓発と理解の促進

事業名	担当部署
(1) デートＤＶ防止の啓発と学習機会の提供の充実 デートＤＶ防止啓発資料として、マンガを用いた「デートＤＶ防止啓発ハンドブック」を成年式で配布するとともに、蕨市ホームページに掲載している同資料を読むためのＱＲコード入りチラシを配布する等、若年者にも受け入れられやすいよう工夫した啓発を進めます。また、中学生、高校生を対象に、人権教育及び男女平等教育の一環としてデートＤＶ防止の教育を進めます。併せて、保護者や地域の人に対する啓発や学習機会の提供も進めます。	市民活動推進室 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館
(2) 教職員へのデートＤＶ研修の充実 デートＤＶの防止及びデートＤＶの被害者の救済には教職員がＤＶやデートＤＶについて理解することが重要なことから、研修の開催や啓発資料の配布など教職員に対する研修を進めます。	市民活動推進室 学校教育課

基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実

現状と課題

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくかったり、DVを受けていると分かっているにもかかわらず相談しにくく、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。周囲の人がDVに気づいた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）又は警察官に通報するよう努めなければならない」と「DV防止法」に規定されていますが、周知が図られていないのが現状です。

DV相談については、火曜日と木曜日は蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）女性相談員、その他の日は市民活動推進室職員が対応し、またフェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談※24」において、DV被害者の継続的なカウンセリングを実施しています。そのほか、母子相談や家庭児童相談、教育相談等からDVが発覚し、DV相談へつながる場合もあります。蕨市でのDV相談（全庁におけるDVに関連する相談）件数は、平成22年度から23年度に大幅な伸びをみせた後、年間100～150件で推移していましたが、平成27年度に配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）事業を開始したことを機に、また大幅な増加に転じています。

このように蕨市役所における相談件数は増加しているにもかかわらず、「配偶者からの暴力に関する調査※21（11ページ参照）」の結果では、被害を受けた人のうち「だれにも相談しなかった」という人の割合が多く、相談したとしても、「家族・親戚」「友人・知人」といった身近な人への相談が多くなっており、「市役所」への相談は0%と、被害者が市への相談、支援へつながっていない現状が明らかになりました。

そこで、一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、必要な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）をはじめとした相談先の周知を徹底することが必要となります。特に、通常の情報提供では情報の届きにくい、外国人や高齢者、障害者については一層の配慮が必要です。

※23 被害者の保護

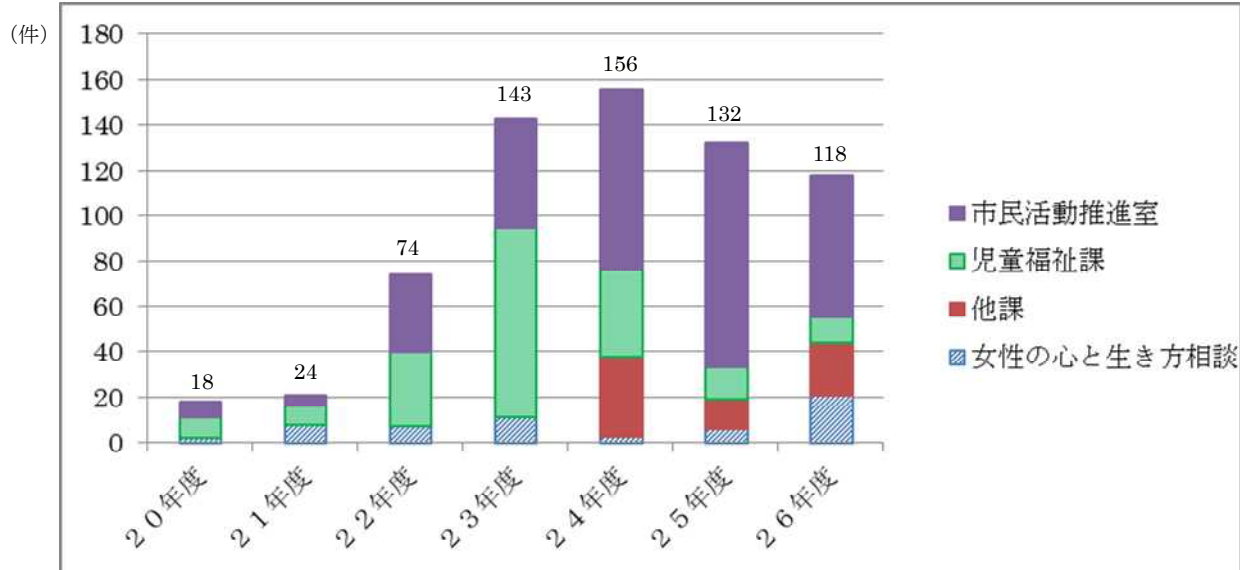
埼玉県婦人相談センター等における一時保護をさす。

※24 女性の心と生き方相談

平成27年度は、「(有)フェミニストセラピーなかま」へ委託し、第1～4金曜日の午後1時15分～4時5分を実施。DVの相談（カウンセリング）をはじめ、離婚や親子関係など女性に関する相談を幅広く受けている。

また、「女性の心と生き方相談」のほか「法律相談」や「人権相談」などにおけるDVの相談に関しても、本人の意思を尊重した上で情報や問題を共有化し適切な支援につながるよう、さらに連携を強化する必要があります。被害者の置かれている状況は多様です。子どものいる人や外国人、高齢者や障害者、そして精神的な疾患のある人もいます。また、どのような支援を望んでいるかについても、それぞれ違います。どのような状況においても被害者の立場に立った相談及び切れ目のない支援を行うためには、庁内対応マニュアルを活用した連携とともに、職員への研修が必要となります。

蕨市役所のDV相談件数の推移



※平成24年度より全庁におけるDV関連相談の実績を調査している。

施 策

1 早期発見のための通報の周知

事 業 名	担当部署
(1) 通報の意義と必要性の周知 市民や医療関係者及び民生委員・児童委員などの福祉関係者、または子どもや被害者である保護者と接する機会が多い教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等に対して、「DV防止法」に基づく通報の意義と必要性についての理解が進むよう周知を図ります。	市民活動推進室 福祉総務課 児童福祉課 保育園 学校教育課

2 相談窓口・相談機関の周知

事 業 名	担当部署
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターの周知 市のホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック）での継続的な情報提供をはじめ、男女共同参画情報紙「パートナー」※20（7ページ参照）や広報蕨、ケーブルテレビなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。	市民活動推進室 秘書広報課

3 相談体制の強化及び充実

事業名	担当部署
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実 蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）を中心とした相談体制を確実に機能させるために、DV対策庁内マニュアルにより、庁内各課の連携の強化を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 「女性の心と生き方相談」や「法律相談」などの専門相談との連携 「女性の心と生き方相談※24（15ページ参照）」や、弁護士や司法書士による「法律相談」などでのDVを主訴や背景とする相談について、被害者本人の意思を尊重した上で、情報や問題を共有化し、連携することで、相談体制の強化及び充実を図ります。	市民活動推進室
(3) 外国人や高齢者、障害者からの相談に対する配慮 外国人や高齢者、障害者などからの相談に対しては、複合的に困難な状況に置かれている場合が多いことを認識し、それぞれの特性に応じた配慮を行い、相談及び支援を円滑に進めます。	市民活動推進室 介護保険室 福祉総務課 関係各課
(4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施 相談を担当する女性相談員や市職員については、県などが主催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。また、各課による適切な支援及び二次被害を防止のため、市職員に対する研修を実施します。	市民活動推進室 児童福祉課 人事課 関係各課
(5) 男性被害者に対する相談体制の検討 数は少ないものの、支援の必要のある男性被害者も存在することから、男性被害者に対する相談体制について検討します。	市民活動推進室
(6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討 加害者からの相談の対応をはじめ加害者の更生に向けた取り組みの重要性を認識し、調査・研究を進めていきます。	市民活動推進室

基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援

現状と課題

「配偶者からの暴力に関する調査※21（11 ページ参照）」では、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、女性の 2 人に 1 人、男性の 8 人に 1 人が「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性の 6 人に 1 人、男性の 12 人に 1 人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

被害者からの相談を受けた時点から、何よりも優先させなければならないのは被害者の安全確保です。特に身体的暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。

被害者からの相談を受けている間はもちろんのこと、保護施設への入所時にも被害者に同行するなど、常に安全確保に努めることが重要です。

一時保護を必要としない場合でも、被害者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度※13（5 ページ参照）に関する情報提供など、適切な助言をすることが必要です。

また、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払う必要があります。被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。被害者に子どもがいる場合には、子どもに関する手続きについても情報の管理を徹底することが大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、ひとり親家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

1 被害者の安全確保

事業名	担当部署
(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービス※23の実施 被害者が相談のために来庁した際に加害者の目に触れることがないように十分に配慮し、相談や各種手続きを1ヵ所で行うワンストップサービスにより安全確保を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応 面接相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼し、安全確保を図ります。事情により、一時保護が受けられない場合は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先（ホテル避難）等、適切な避難への対応をします。	市民活動推進室 児童福祉課 介護保険室 福祉総務課 生活支援課
(3) 保護命令制度の利用助言 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる、保護命令制度※13（5ページ参照）についての情報提供と助言を行います。	市民活動推進室
(4) 加害者からの追及に対する対応 加害者からの追及に対しては、DV対策庁内マニュアルにより、各課窓口での対応に細心の注意を払うとともに、加害者からの追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携して安全確保に努めます。	市民活動推進室 関係各課

※23 ワンストップサービス

各種行政手続きの案内、申請、交付などのサービスを1ヵ所で提供することをいいます。被害者の安全確保を図るとともに、手続きに係る負担を軽減します。

2 被害者の情報の保護

事業名	担当部署
(1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置 住民基本台帳支援措置の申出を受け、面接相談の結果、措置の必要性があると判断した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限して、被害者の情報の保護を図ります。	市民活動推進室 市民課
(2) 被害者に関する情報の保護の徹底 DV対策庁内マニュアルにより、被害者及び同伴の子どもに関する情報保護の徹底について、全庁的に取り組みます。	市民活動推進室 関係各課

3 被害者の自立に向けた支援

事業名	担当部署
(1) 被害者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援を図るため、個別の状況に応じた適切な情報提供や支援を行います。加害者から避難した被害者には、県営住宅の抽選倍率優遇制度等に関する情報提供を行います。経済的基盤の確立のために、生活に困窮する被害者に対しては生活保護法に基づいた支援、就業を希望する被害者には、ハローワークでの求職活動や埼玉県女性キャリアセンターでの就労相談など就労についての情報提供を行います。その他、ひとり親に関する各種制度や年金の免除、被害者の個人情報の保護に関すること等について助言します。	市民活動推進室 関係各課

事業名	担当部署
(2) 被害者の精神面への支援 「女性の心と生き方相談※24（15 ページ参照）」でのカウンセリングにより、継続的な精神面への支援を行います。また、精神的な疾患のある被害者へは保健センターでの保健師による支援を行います。子どもや母子関係の相談については、家庭児童相談室や教育相談室での相談、県や民間団体が主催する母子教育プログラム等へ繋がります。	市民活動推進室 児童福祉課 保健センター 学校教育課
(3) 子どもに対する支援 子どもの就学や保育園の入園、留守家庭児童指導室への入所などに関して、被害者支援の立場に立った弾力的な運用を進めます。また、DVの目撃による心理的虐待や子どもに対する直接の身体的虐待など、心理的に大きな傷を負っている子どもの心のケアを行います。	市民活動推進室 児童福祉課 学校教育課
(4) 支援等の継続 被害者は、加害者から離れてからも、生活に関する困難や精神的な不安やPTSD※25などが起こりやすいことから、被害者の意思を尊重した上で、継続的な支援を図っていきます。	市民活動推進室 関係各課

※25 PTSD

心的外傷後ストレス障害のこと。日常的にDVなどの暴力を受け続けた場合にも起こり得る。その暴力から逃れた後も、フラッシュバック体験などにより、心や身体に不調を感じたり、人間関係の構築が難しくなってしまうことがある。

基本目標 4 関係機関との連携協力

現状と課題

被害者の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携協力した体制づくりが必要です。蕨市では、「DV対策庁内連絡会」を設置し、配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）を中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。年に1回、女性の心と生き方相談※24（15ページ参照）担当フェミニストカウンセラーと蕨警察署の生活安全課、市役所関係各課による「女性相談連絡会議」を開催し、DVに関する情報の共有及び各関係機関相互の理解を深めています。

今後は、常に適切な被害者支援がなされるよう庁内連携を強化するとともに、他市町村から避難してきた被害者又は他市町村へ避難する被害者への支援や引継ぎを適切に行う必要があります。

施策

1 関係機関との連携協力

事業名	担当部署
(1) 「女性相談連絡会議（庁内外連絡会議）」の充実 「女性相談連絡会議」の開催回数を増やし、より一層の充実を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化 DV相談または支援に関係する課の担当者による「DV対策庁内連絡会」を開催するとともに、必要に応じて、関係各課との情報の共有化や個別ケースの対応協議などを行い連携協力を進めます。	市民活動推進室 関係各課
(3) 警察等の関係機関や他市町村等との連携の強化 被害者の安全を図るための警察の支援について理解し、相互に連携協力した被害者支援を行います。被害者の避難に関係する他市町村との連携や引継ぎについても適切に行います。	市民活動推進室 関係各課

3 計画の推進

計画の推進

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に係る担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、「蕨市男女平等行政推進会議※18（6 ページ参照）」による推進状況の確認や、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会※16（6 ページ参照）」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間を通じた取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の平成 32 年度に検討します。なお、計画期間中であっても、「DV防止法」や「基本方針※4（1 ページ参照）」、「埼玉県DV基本計画※5（1 ページ参照）」の見直しが行われた場合などは、必要に応じて見直しを行うこととします。

資 料 編

- 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書
- 関係法令等
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
 - ・ 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（概要）
 - ・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例
- 名簿
 - ・ 蕨市男女共同参画推進委員会委員
 - ・ 蕨市男女平等行政推進会議委員
- 計画策定の経過

配偶者からの暴力に関する調査

結果報告書

平成27年12月

蕨市

【調査の概要】

1、調査目的

配偶者等からの暴力（以下DV（ドメスティック・バイオレンス）という）に関する問題について、市民の意識、加害・被害経験の実態等を把握することで、DV防止やDV被害者への支援のあり方等の具体的な施策を検討し、「配偶者等暴力防止基本計画（第2次）」策定のための基礎資料とするために実施

2、調査の方法

- （1）調査対象：住民基本台帳に記録された20歳～69歳の市民1,000人
（女性 500人、男性 500人）
- （2）調査方法：①行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収 925人
（礼状兼催促状を1回送付）
②蕨市男女平等推進市民会議会員を通じて配布し直接回収 75人
- （3）調査期間：平成27年5月1日～5月31日

3、調査項目

- （1）意識
- （2）被害経験
- （3）被害経験時の状況
- （4）相談
- （5）被害者への相談体制や防止策

4、回収結果

	標本数	回収数	回収率
女 性	500 人	220 人	44.0%
男 性	500 人	111 人	22.2%
性別不明	-	13 人	-
総 数	1,000 人	344 人	34.4%

【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の数値は、その質問項目に該当する回答者の数を100.0%として計算した比率です。
- ・グラフ中の数値は、四捨五入をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。

【この調査での“配偶者”とは】

この調査での“配偶者”とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、同棲中の交際相手、元配偶者（離婚・死別）した相手、事実婚を解消した相手、同棲を解消した相手）も含みます。

【調査結果の概要】

回答者の属性

nは回答者の数

問1 あなたご自身についておたずねします。

<性別>

(%)

	n	女性	男性	無回答
全体	344	64.0	32.3	3.8

<年齢別>

(%)

	n	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答
全体	344	14.0	15.4	20.9	21.5	24.4	3.8
女性	220	14.1	16.4	20.5	22.3	26.8	0.0
男性	111	15.3	15.3	24.3	22.5	22.5	0.0
性別不明	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<職業別>

(%)

	n	勤め人 (常勤)	勤め人 (非常勤・パート)	自営業	学生	専業主婦 (夫)	無職	その他	無回答
全体	344	41.9	19.2	3.5	3.8	18.3	8.7	0.9	3.8
女性	220	35.5	25.9	1.4	3.6	28.6	5.0	0.0	0.0
男性	111	59.5	8.1	8.1	4.5	0.0	17.1	2.7	0.0
性別不明	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<配偶者の有無>

(%)

	n	現在 配偶者がいる	過去に 配偶者がいた	現在も過去も 配偶者はいない	無回答
全体	344	64.2	9.6	21.8	4.4
女性	220	70.0	11.8	17.3	0.9
男性	111	60.4	6.3	32.4	0.9
性別不明	13	0.0	0.0	7.7	92.3

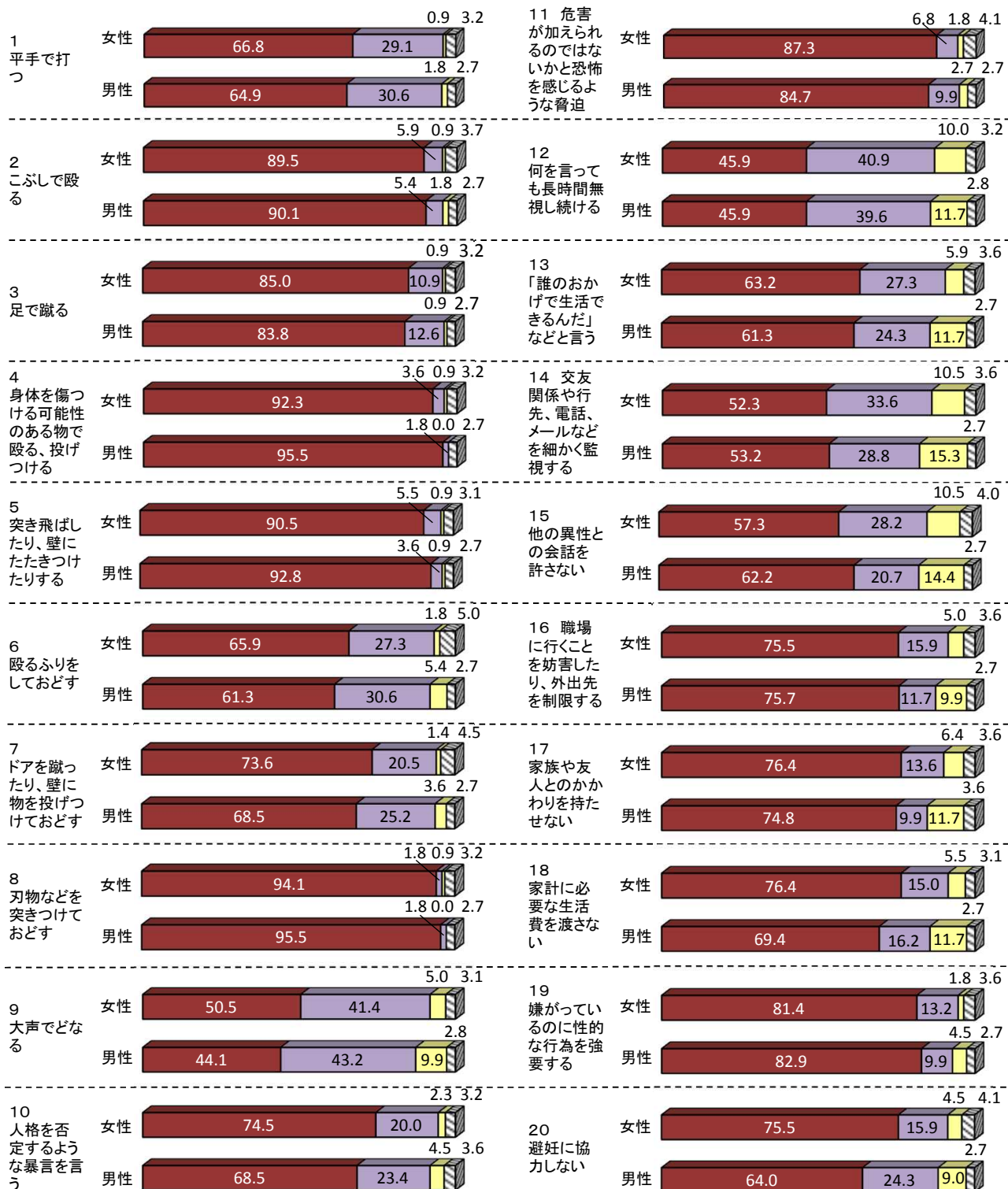
1 意識

【夫婦間の暴力と認識される行為】

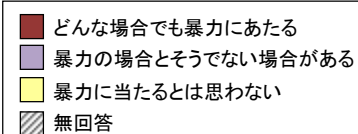
女性 n = 220

男性 n = 111

問2 次のようなことが配偶者から行われた場合、それを暴力だと思いますか。



夫婦間の暴力と認識される行為について聞いたところ「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」「刃物などを突きつけておどす」は、男女ともに9割以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識しています。一方、「何を言っても長時間無視し続ける」ことを「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、男女ともに半数以下となっています。



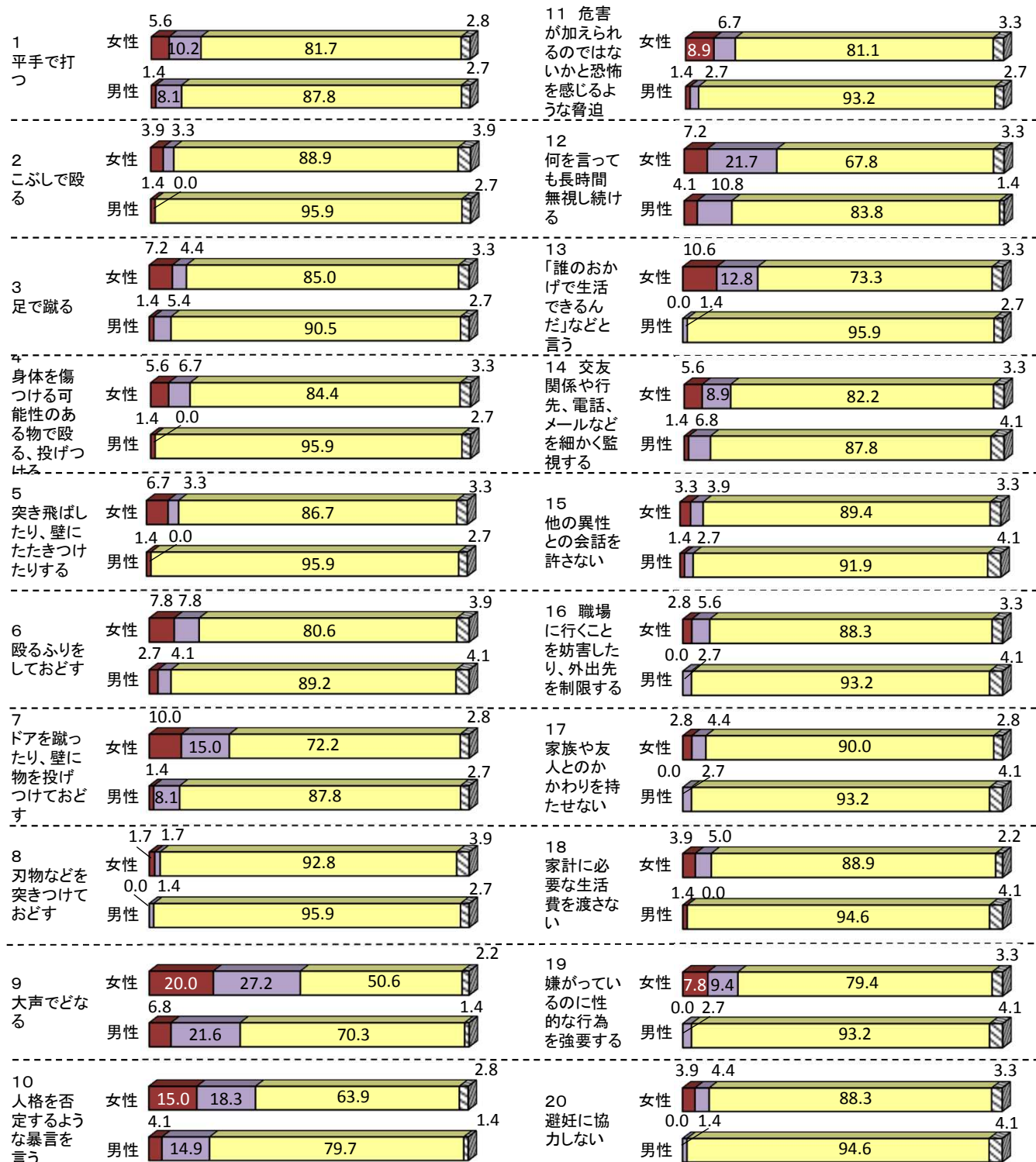
2 被害経験

女性 n = 180

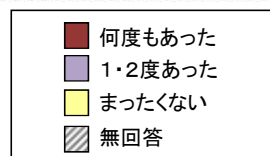
男性 n = 74

【配偶者からの被害経験の有無】

問3 これまでに、あなたは配偶者から次のような行為をされたことがありますか。



配偶者からの被害経験の有無について聞いたところ、どの項目も女性の被害経験が男性の被害経験を上回りました。特に、「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけておどす」や「人格を否定するような暴言を言う」「『誰のおかげで生活できるんだ』などと言う」については、女性の1割以上が「何度もあった」と答え、「大声でどなる」については、女性の2割が「何度もあった」と答えています。

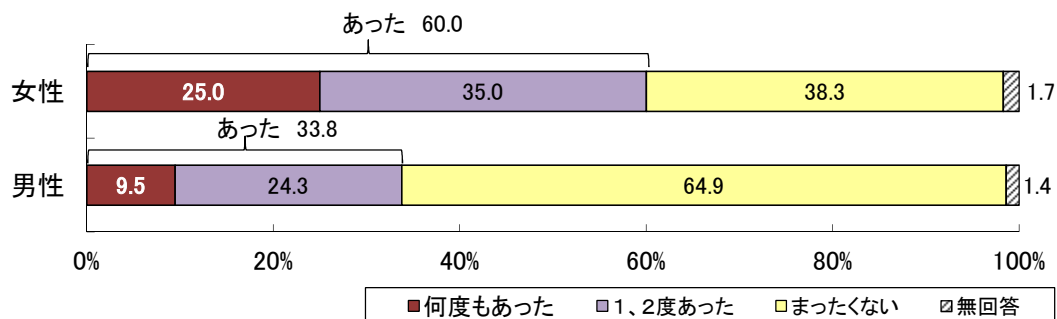


被害経験のまとめ

配偶者からの被害経験の有無を男女別にみると、何らかの被害経験が1度でも「あった」と答えた方は、女性が60.0%、男性が33.8%となっており、女性の4人に1人は被害経験が「何度もあった」と答えています。問3でお聞きした被害の種類を、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力に分けたところ、どの暴力についても、女性の被害が男性を上回りました。「何度もあった」と答えた方も、すべて女性が男性を上回っています。身体的な暴力の被害は、女性が23.9%、男性が10.8%、精神的な暴力の被害は、女性が57.2%、男性が29.7%、経済的な暴力は、女性が8.9%、男性が1.4%、性的な暴力は、女性が18.9%、男性が2.7%となりました。

配偶者からの被害経験の有無

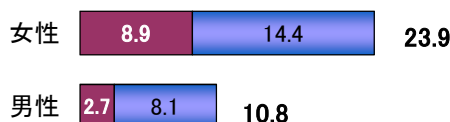
女性 n = 180 男性 n = 74



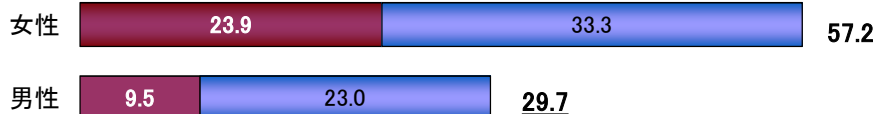
配偶者からの被害経験（暴力の種類別）

女性 n = 180 男性 n = 74

身体的暴力 問3-1 ~ 3-5



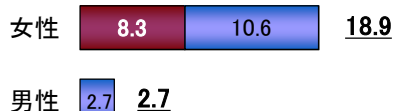
精神的暴力 問3-6 ~ 3-17



経済的暴力 問3-18



性的暴力 問3-19、3-20



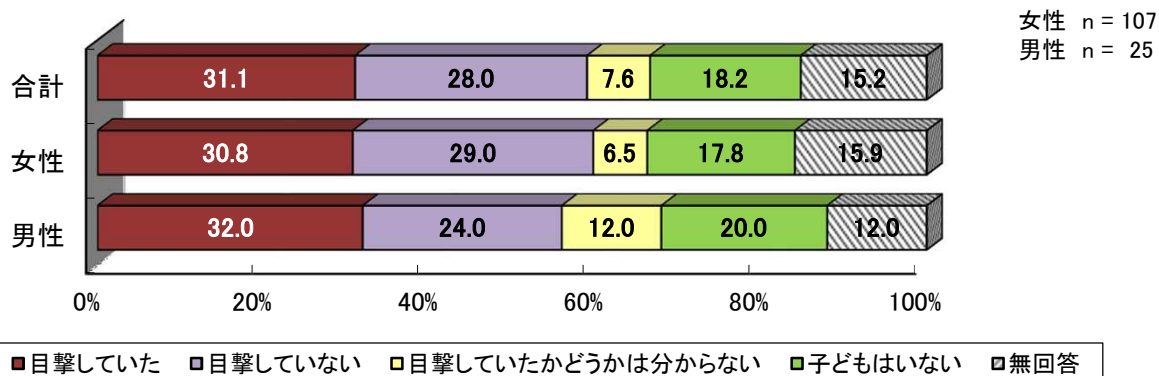
■ 何度もあった ■ 1、2度あった — あった合計

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)

3 被害経験時の状況

【子どもによる暴力の目撃】

問4 あなたがその行為を受けた時に、あなたのお子さんはそれを目撃しましたか。



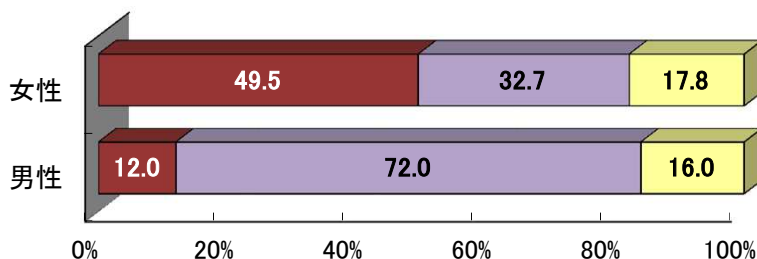
被害を受けたことがある方のうち、子どもが目撃したと答えた方は31.1%にのぼり、目撃していないと答えた28.0%を上回っています。

【恐怖心や命の危険を感じたこと】

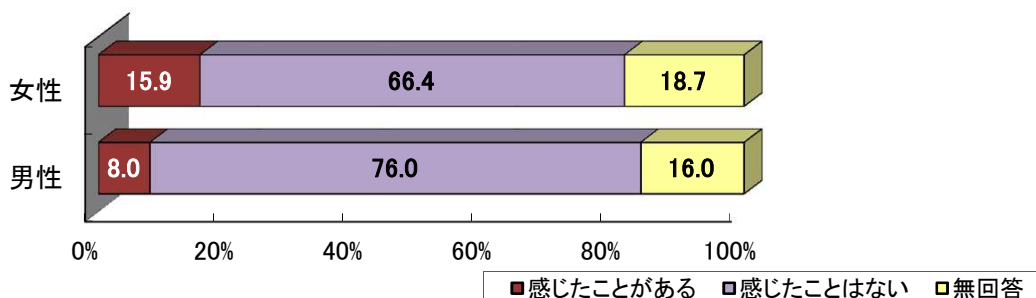
問5 あなたは、その行為を受けた時に、恐怖心や命の危険を感じたことがありますか。

恐怖心を感じたことがあるか

女性 n = 107
男性 n = 25



命の危険を感じたことがあるか



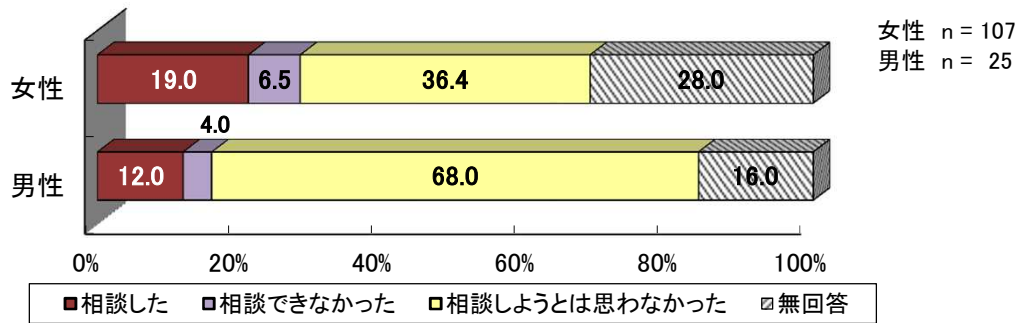
被害を受けたことがある方のうち、女性で49.5%、男性で12.0%の方が、その行為に対して「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性で15.9%、男性で8.0%の方が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

これは、配偶者のいる女性 (n=180) の約3人に1人 (30.0%) が「恐怖心を感じたことがある」ことになり、約10人に1人 (9.4%) の女性が「命の危険を感じたことがある」ことになります。

4 相談

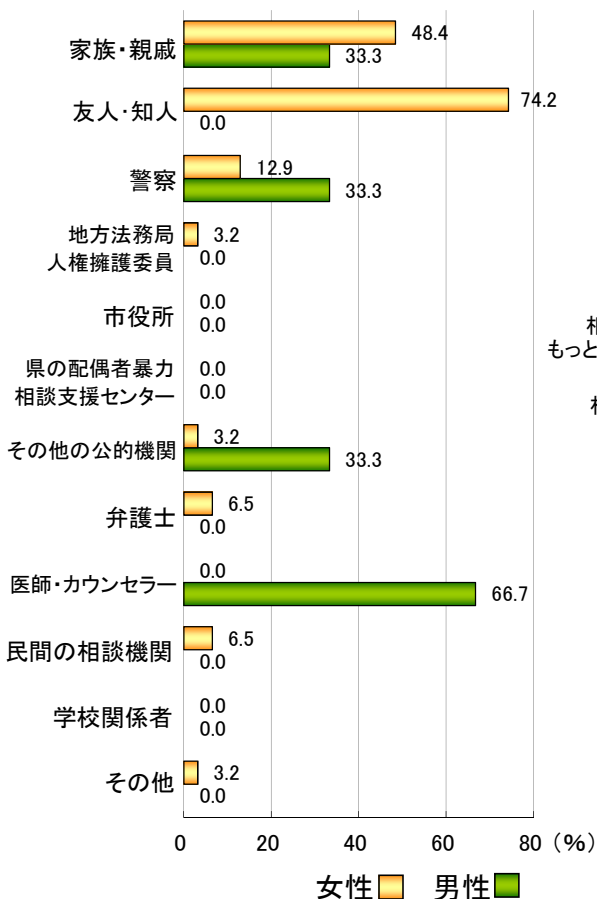
【暴力に関する相談】

問6 あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



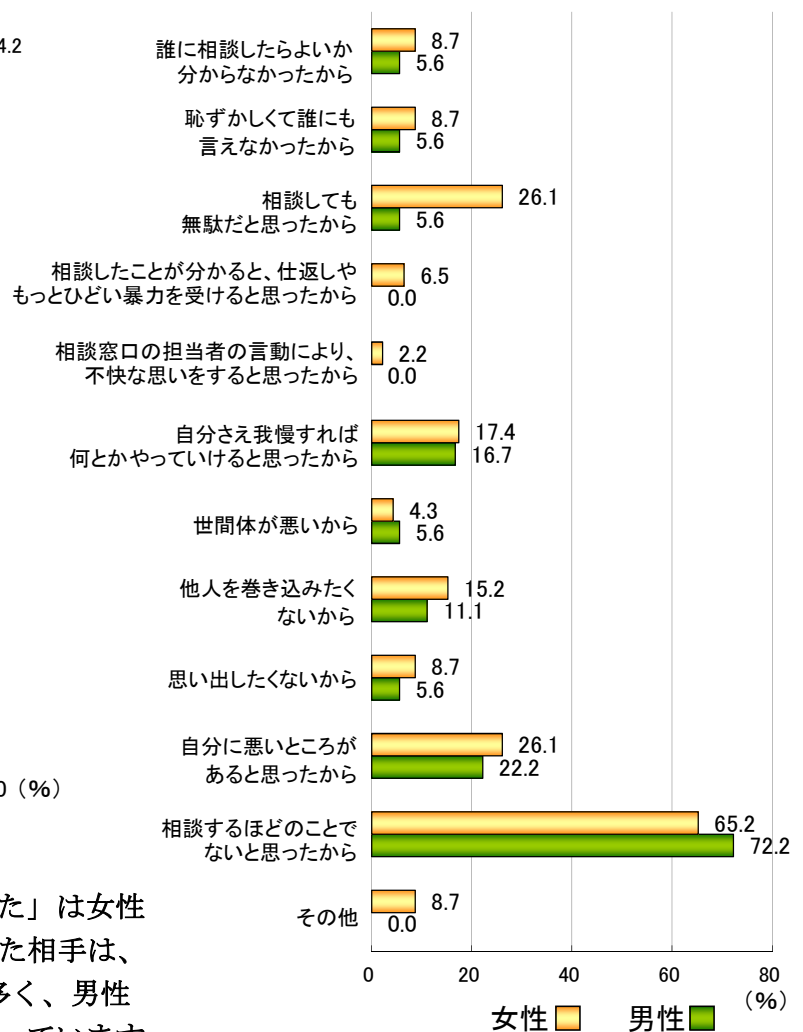
【相談した相手】(〇はいくつでも) 相談した女性 n = 31
相談した男性 n = 3

問7 あなたが相談した人(場所)は誰ですか



【相談しなかった理由】 相談しなかった女性 n = 46
相談しなかった男性 n = 18
(〇はいくつでも)

問8 あなたが誰(どこ)にも相談しなかったのは



被害を受けた方のうち、誰かに「相談した」は女性で19.0%、男性で12.0%でした。相談した相手は、女性は「家族・親戚」「友人・知人」が多く、男性では、「医師・カウンセラー」が多くなっています。

一方、多数を占める「相談できなかった」または「相談しようとは思わなかった」と答えた方は、女性の42.9%、男性の72.0%となっています。その理由で一番多かったのは、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」となっています。

問9と問10は、全員の方にうかがいます。

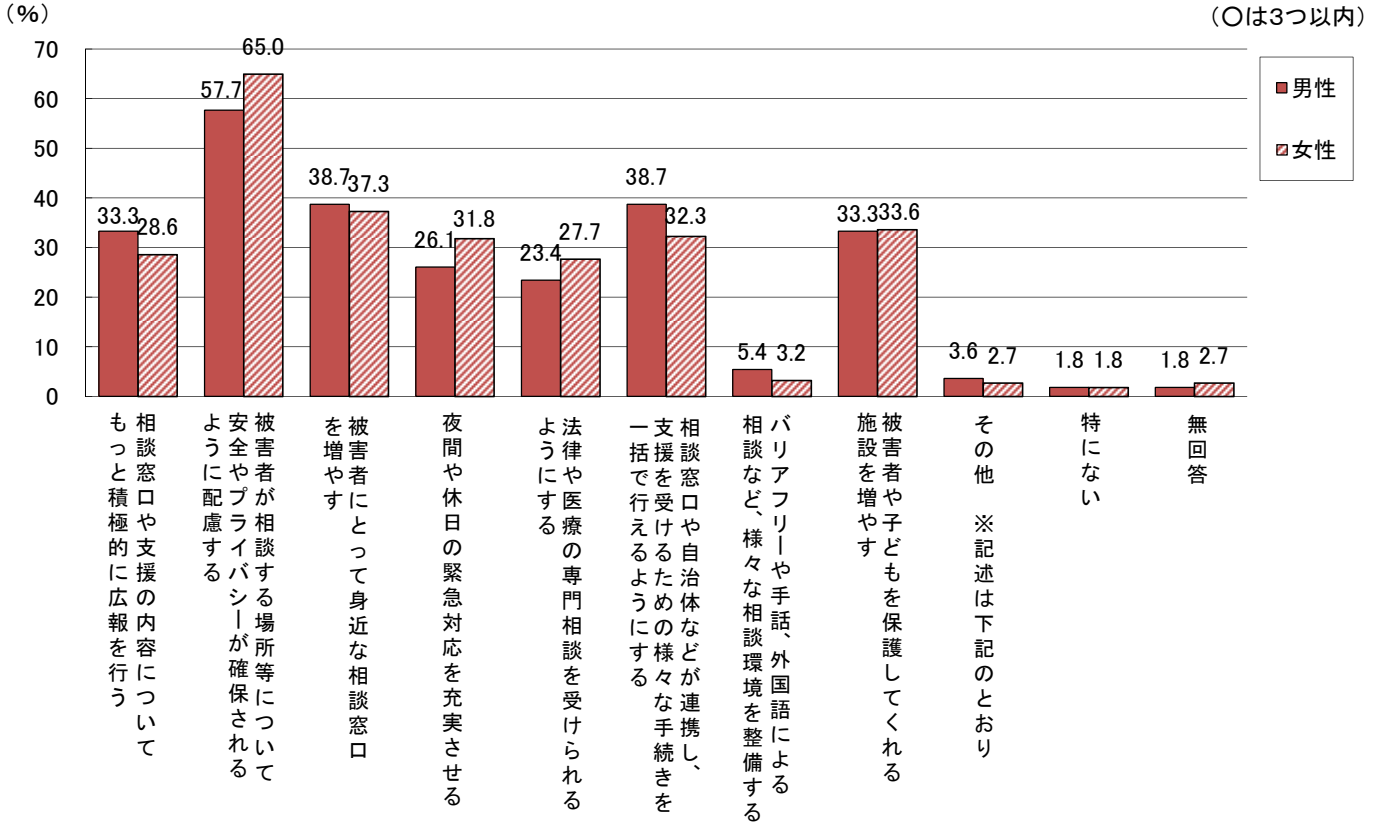
5 被害者への相談体制や防止策

【被害者の相談体制】

女性 n = 220

男性 n = 111

問9 あなたは、被害者が相談しやすくするためには、どのようなことが必要だと考えますか。



その他の記述

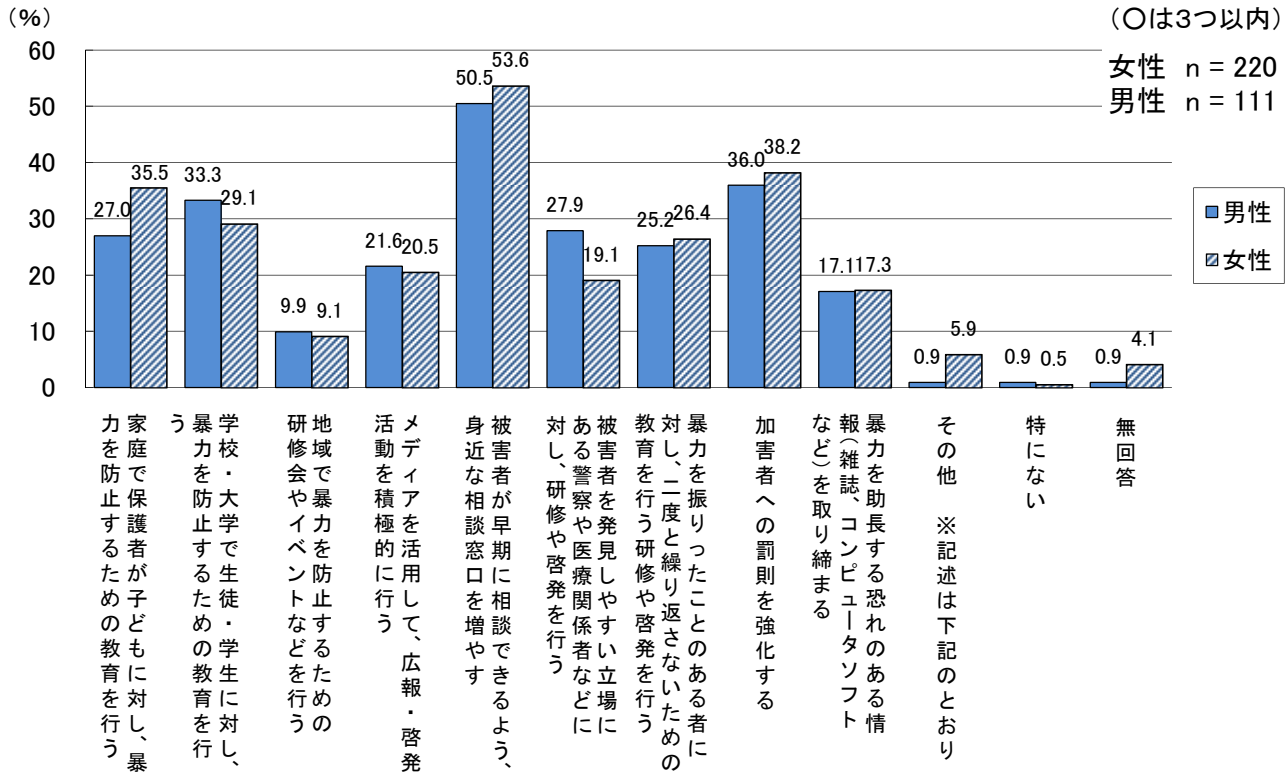
女性 ・人権が何であるかの学びの場を作る。対策をして何かできる可能性があるかの広報も行う
 ・シェルターの存在等を女性が知ることができるようにする
 ・困っている事に対し現実的解決に導くサポートをしていく
 ・法的に強制力を持って対応できる制度
 ・24時間電話相談係を配置する

男性 ・全ての世帯に対して家庭訪問する。
 ・私の場合、私が不在の時に子供が妻から暴力を受けたが、子どもは私には言わなかった言いにくかったと思うので、学校などで、相談できる窓口がある事を子供達に伝えて欲しい男女間の問題ではないかもしれませんが
 ・税金を有効に活用し効率の良い相談を作る
 ・匿名で良いので具体的な相談内容や解決事例を公開・広報していくと良いのでは？
 ・男女両方の相談員を
 ・このような調査の中で、近くに住んでいる人でそれらしい人がいるかどうか調査し、エスカレートする前に止めた方がいいと思う

被害者が相談しやすくするために、どのようなことが必要と思うかとたずねたところ、男女ともに「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」が一番多く、次いで、男女ともに「相談窓口や自治体などが連携し、支援を受けるための様々な手続きを一括して行えるようにする」と答えた方が多かったです。

【男女間の暴力の防止策】

問 10 あなたは男女間における暴力を防止するには、どのようなことが必要だと思います



その他の記述

- 女性
- ・私の場合、夫の育った環境の中で愛が育たなかったのかと…。人の心を感じることができていない
 - ・加害者になる人の相談できる場所も必要だと思う
 - ・何が暴力かを学ぶ場を作る。力や権威がある者がその威力を行った時、相手がどのような恐怖があるかを学ぶ機会を作る。
 - ・再発予防策、被害者の情報の保護
 - ・暖かい家庭を築けるよう、総合的に、社会がよくなること
 - ・暴力をふるってしまう人の話しをよくきく環境を整える。なぜ、暴力をふるってしまうのかわかったら、しない環境になるよう指導してサポートしていく。
 - ・法的に強制力を持って対応できる制度
 - ・男女間の暴力だけではなく、人との関係を築く精神的成熟を社会全体が失っているように思えます。小さな子どもから、老人まで、親子、家族、隣人、他人に対してあたり前の常識として「親切にする」ことを学び、体得しなければいけないと思います。男女間においては、特に互いの違いを認めおぎなうことを学ばなくてはなりません。1にも2にも教育であり、社会の力が必要だと思います。
 - ・研修や啓発を行う医療関係者によるカウンセリングが必要なのは？
 - ・育ってきた環境が大事だと思う。ちゃんと教育できる親もいると思うが、自分自身が暴力の環境で育ってきたら、教育はできないと思う。警察ももう少し早く気づくようにした方がいい。今の警察はなにもしない。結局、人が死なないと行動しない。なんの意味もない。
 - ・親が子育て時に暴力をふるってはならない。健全な精神を育むよう努力していけば、大人になって暴力をふるう大人にはならないと思います。
 - ・近所の気づいた者が警察などに連絡する
 - ・防止するのはほぼムリだと思います。やめられる人はやめられると思うから。
 - ・加害者が相談できる窓口も必要だと思う。
 - ・何が暴力で何が暴力でないのか理解していない人がいると思うので手を上げるだけが暴力でない事を広める
- 男性
- ・そもそも同性間で暴力はよくない。男女間に限定して論議する意味がよくわからない。

男女間の暴力の防止策についてたずねたところ、男女ともに「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」が一番多く、次いで、「加害者への罰則強化」を望む声が多く、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」といった若年者への教育を望む声が多かったです。

配偶者等からの暴力に関する調査 自由意見

女性 20歳代

- ・暴力を振るう人は性格もあると思いますが、育った家庭環境も大きいと思います。(家族はもちろん、通っている学校なども。) 子供への教育だけでなく、大人に対しても教育すべきだと思います。公立の学校では荒れている…といううわさのある学校がたくさんあります。私の通っていた中学校も昔は荒れていた…等聞きました。そういった学校の改善もしてほしいです。教師だけでは難しいところもあると思います。暴力を振るう人、振られる人だけでなく、振っているところを見てしまう、見せられるということもひとつの暴力だと思います。(女性 20歳代 勤め人 未婚)
- ・女性の社会進出が進むなかで、今後わたしたち一人一人が男女参画社会への認識を確認/再確認していくことが、問題の非タブー化につながり、助けを求められない被害者(暴力をふるってしまった人を含む)の減少につながるのではないかと考えます。そのためにメディアを利用した啓発活動や、アクセスしやすい相談窓口の設置、プライバシーが保護され、必要/可能な法的措置に関する情報が、被害者にとって経済的/社会的弱者/マイノリティーが暮らしやすい社会が今後つくられていくことを願いつつ、自分にできることは行動にうつしていきたいと思います。(女性 20歳代 学生 未婚)
- ・加害者だけでなく被害者の意識も変えなければいけないと思う。相談したくない、しなくていい、知られたくない、大事にしたいと思っっている被害者もいそう。(女性 20歳代 勤め人 未婚)
- ・暴力を受けている人は、なかなか人に相談でき

ないと思う。市役所や警察に行ってもちゃんと対応してくれる人もいるが、ほとんどの人はめんどくさいと思っている。暴力をする人が一番悪いけど、市役所や警察の担当者が、ちゃんとしない限り暴力はなくなる。大人のケンカ、暴力で振り回されている子供が1番の被害者です。(女性 20歳代 勤め人 既婚)

女性 30歳代

- ・1回でも配偶者から殴られるような事があれば私なら即出ていきます。それだけの預貯金が女性には必要。ないと選択する自由がないから。殴る・蹴るの暴力だけは絶対ダメ!きちんと法で裁けるように弱者を守ってほしい。今、困っている人がよくなればいいですね。(女性 30歳代 勤め人 既婚)
- ・何度か大ゲンカをして、言いあいなどから暴力行為に発展した事があります。けれどお互いに悪い部分もあったと思うし、どこからDVになるのか判らない。なので、相談することもできない。というか、相談して今この関係が崩れるのも怖い。線を引くのは難しいし、他人に引いてもらうものでもないかもだけど……。実際、ガマンしている人で悪化している人も多いのかな……。と思います。アンケートにあった様に、支援や相談窓口を広報で知らせて、逃げ場所もあるよ、と恥ずかしい事ではないよ、と周りの意識が変わっていく事を切に願います。(女性 30歳代 勤め人 既婚)
- ・暴力をふるわれたことがないのでわからないが、暴力をふるわれたら相談が必要だと思いました。(女性 30歳代 専業主婦 既婚)
- ・ニュースやドラマなどでしか、DVに関するコトを耳にする機会がないため、実際の加害者被

被害者の気持ちがわかりませんが、暴力に負けない気持ちを持ってほしいです。(女性 30歳代 勤め人 既婚)

- ・モラハラや物を投げつける、物にあたるなど、直接的でない暴力は”暴力”としての認識がうすい。(女性 30歳代 勤め人 既婚)

女性 40歳代

- ・言葉の暴力や無視などの肉体的な暴力でない場合、被害者の側にそれがDVであるという認識がないまま、苦しんでしまっているケースがあるということも耳にするので、「あなたの抱えているその悩みはDVなのですよ」と気づかせてあげるための啓発活動も積極的にやっていくとよいのではないかと思います。DVの問題を可視化していくとくみにつながると思うので、このような調査は非常に有意義だと思いました。(女性 40歳代 勤め人 既婚)
- ・暴力から守ることも大切だが、暴力をふるう人の状況を把握することも必要だと思う。まずは、被害者の安全確保、相談できる場所が一番だと思うが、いつまでも安全な場所にいることはできず、加害者が変わらなければ、安全になったとは言えない。貧困なのか、仕事のストレスなのか、性癖なのか、問題は人によって違うと思う。被害者とともに加害者の問題も解決できるような社会が望ましいと思います。難しいことだと思いますが・・・(女性 40歳代 勤め人 既婚)
- ・私は父親がアルコール中毒で暴力があったのですが、自分の一生が悪いことをしてないのに後ろ指さされている気持ちでいっぱいでした。人の目が気になったりどこか楽しめない毎日でした。本当にDVなんてなくなってほしいと思います。警察を呼んでもなだめたり和解だけで本人自体変わりませんでした。本当に現実的に解決してく方法なら救われてくと思います。怖い想いをした記憶も消えないまま今にいたってます。一生を左右することなので、協力したいと思いま

す。(女性 40歳代 無職 未婚)

- ・男性の方が女性より強いのは、女性を支配するためではなく、守るためである。ということ、男性自身が自覚できていないような社会や教育の現場が問題である。男性の、男性による、男性のための社会が存続する以上、女性は虐げられ続ける。根が深すぎて、どうにもできないこの社会が変わるわけがない。男性が自分たちに都合のよい社会を変えたがるわけがないのだから。希望などない。男女は支配する、されるの関係ではないはずだ。“支配欲”は女に向けるな。強いものに向けて戦え。男同士で戦え。(女性 40歳代 勤め人 元既婚)
- ・被害を受ける側の意識も変えないといけないと思う。例えば、そういう男性が好きとか、なぐられるのは自分が悪いと反省するとか、謝られるとゆるしちゃうとか。(女性 40歳代 勤め人 既婚)
- ・今は暴力はない(娘に対して行い警察などを呼んで以来)。(女性 40歳代 勤め人 既婚)
- ・遅くなり申し訳ございません。DV に関することを思い出すと泣きそうになります。その時は、自分がいけないのだと自分を追い詰めたりとても苦しかったです。相談する専門的な方がいると心強いと思います。私は、私がおかしいのかと思い病院にかかったのですが、改善策はなく、結局うつ病にかかり、話すこともできなくなりました。そうなると悪い事ばかりネガティブになり、気力を失くしてしまいます。力になってくれる助言してくれる窓口があるといいと思います。事務的にではなくマニュアル的でもなく、本当に気持ちがわかる方が聞いてアドバイスしてあげる場が必要だと思います。(女性 40歳代 無職 元既婚)

女性 50歳代

- ・前のページで書かせてもらいましたが、現在 60 近くになって感じることは、若い時に、夫に対して何故？と感ずることが多々ありました。し

かし、夫の家族、特に母親の愛情をしっかり受けていなかったんだと感じる場面がたくさんありました。(いつもケンカをする際に私から発する言葉はいつもあなたに愛はあるの？と言い続けていました)。親から愛を育ててもらえなかったのだな〜と。結果、夫は愛を与えられない人となってしまった。(親の葬儀の時にその部分をすごく感じ、夫に、私は貴方にとってすごく難しいことを言っていたんだねって言って謝ったこともありましたが) とりとめない内容になってしまい上手に伝えられませんが、親がしっかり子供に愛を与え、心を育ててもらいたいと、ただただ思っています。”自分を認め、相手も認め”という日々が成立すればDVが起こる事はないと信じています。(女性 50歳代 勤め人 既婚)

- ・暴力が何なのかはつきりしません。以前の活動の際に、私が話し始めると、それを聞かずに相手は話し始めたり、咳をしたりが何年も続きました。こどものいじめの様なことも何年もやられると毎日がいやになり逃げ場もあります。暴力を防止するには、どんな小さなことから始まったのかの例も、たくさん知りたい人が多いと思います。親ともうまくいかない人がいる中、夫婦となれば死ぬまで一緒に人生を過ごさなければなりません。力づくの暴力になる以前の小さく見えるうちに、その方向を幸せな方向に向きなおさせるようお互いを気づかせてくれるカウンセリングがあったら良いと思います。(女性 50歳代 自営業 既婚)
- ・結婚はドラマでみるいたわりながらお互いにと思ってきましたが実際はちがっていて、ひま(仕事がない時)な時はセックスばかりで、いつ死んでもおかしくないと思いました。母に聞いても仕方ないといわれ、離婚して実家に帰り、相談にのってくれた母も2年前に亡くなりましたが、母も死ぬまでセックスばかり退院するのがこわかったときかされました。なんでそんな事

ばかりなのに結婚するのかわかりません。男性を見るとこわくてしかたがない毎日です。(女性 50歳代 勤め人 元既婚)

- ・私は元夫から精神的な虐待を受け、命の危険を感じたことがないが、元夫は沖縄県警と手を組んで、こども達の養育費の債務名義を剥奪するため、冤罪をでっち上げ、去る二・三年間更に裁判所の力を加え、私を死の窮地に追い込んだ。日本の国籍を取得してちょうど30年になるが、今だに“外国人妻”として差別され、元夫のモラハラを受けている。無犯罪・無違反・弱者を助けるのが好きな私は、元夫の噂で正に、誰ともお付き合いする前から、流言蜚語で追放された。現在も元夫は、何かで私を訴えるのが楽しんでいるので、この男は性格の更生や啓発が必要だと思います。母国台湾の法律に習い、法的改正も必要だろうと思います。台湾の外国人配偶者がDVを受けさせられた場合、関係者は24時間以内警察や民間局に通報する義務がある。また、言葉が通じない場合、通訳の派遣も義務づけられている。滞在期間が切れそうな場合、延期の手続きをさせる。そして、直ちに裁判所に“保護命令”を申し立てること等の法令がある。(女性 50歳代 無職 元既婚)
- ・私はまず逃げました。殺されるほど殴られ顔も目が開かない状態でタクシーで家裁に行って保護してもらい裁判で離婚し子供たちと3人で隠れて今もまだヒソソりとくらしています。裁判所まで来て見つけたら殺すとおどかされ、この蔽市に来るまで6〜7ヶ所居住地を移動しています。今でもすごくこわくて仕方ありません。こん後どうしてくらしていけばよいか神経もやられてるので収入等で少し困っていますが、どうゆうふうに関後いったらよいか…もっと安心して暮らせるようにしてほしいです。長文すいませんでした。(女性 50歳代 無職 元既婚)
- ・少し前まで、力の暴力だけが暴力だと思っていました。でも、態度や言葉も含む事も暴力に値

するとわかりました。自分さえがまんすれば家庭がうまくいくと思い、人に言わない方が良いと思っていました。子供達が少し大きくなり、子供達自身もいろいろわかる年齢になってくると、今はそんなにがまんしなくてもよかったのでは？と思っています。(女性 50歳代 勤め人 既婚)

- ・当事者だけの関係を伝えるのは難しいですね(女性 50歳代 勤め人 既婚)
- ・相談室などにいける人は幸せだと思います。(女性 50歳代 勤め人 未婚)
- ・言葉の暴力は個人の考え方の違いで理解してもらえないことが多いです。本人に自覚や悪気がありません。対応が難しいです。(女性 50歳代 勤め人 既婚)
- ・DV については人それぞれ違うと思います。私が相談に行った(当時)相談員の方から「特に女性は自分がもっとこうすれば良かったのではないか、と考えることが多いが、それは決して正しい事ではないですよ。自分を責めないください。」といわれたことが、とても救われました。実際に様々考えつく方法は全てやって来たところ、これ以上どうすれば良いのか、相手に父親になってもらう為にはと再三考え思いつくまま、いつてきたのですから。只、最終的に分かったことは、相手の両親の考え方が根本的にあったことでした。恋愛で結婚したのだから、離婚も勝手にすればよいという言葉が投げかけられた事。その時、長女は中3、次女は小5でした。こんな両親に育てられたのであれば、親の責任、結婚した責任など生まれるはずはないと思いました。もちろん、社会に対しても……。最近ではモラハラという言葉もありますが、思いやりを考えれば、相手を支配しようとする言動は出せないのではないかと思います。育ち方、結婚に対しての偏った考え方、何よりも本人の責任感が大事になるのではないかと思います。(女性 50歳代 勤め人 元既婚)

- ・相談したくてもどこに行けばいいのか、家庭内の事なので隠しておきたいなどいろいろな理由で誰にも言えない、相談できない人が多いと思うので、いかに相談できる場を認知してもらうのが大切だと思う。また、まわりの人たちが気づいたとしても本当にDVなのか、他の家の事だからと言いにくかったり、見て見なかった事にしたり……。になりがちだが、後になって、なんでもなかったんだ、良かったと思えばいいので、相談しやすい窓口が広がると良いと思う。
(女性 50歳代 専業主婦 既婚)

- ・DV の問題が、感じ方、とらえ方によって、むずかしいです。加害者だけに問題があるのではなく、被害者にもそうなる原因があるように思います。モラハラ・パワハラなど、すぐに相手の悪いところだけ主張する時代？ですが、自分は相手に対して悪い事(不快な事)をしていないのか！昭和に生まれ育った女性は、そう考えてしまいます。(女性 50歳代 専業主婦 既婚)

女性 60歳代

- ・老若男女に関わらず、モラハラ・パワハラ等々、気づかない人が多いように感じる。意識の低さといってしまえば、それまでだが。それ以前の問題として、人への思いやり、尊重が損なわれていることも一端ではないか。自分を大切にすること、人を大切に思うことは日本人の美德のひとつであること。(人権の行きすぎは問題だが)要は家庭の在り方が地域ぐるみで問われていると思う。勝手なことを書いてすみません。(女性 60歳代 専業主婦 既婚)
- ・市の相談窓口なり、私的は事を公的に相談したい方は少ないと思います。ただ、受け入れのモラルにこまった方もいらっしゃるようです。私も以前、公の方々に……。と相談にのっていただいた事がありました。残念なことに受付の方が、あちこちでそのことを話したそうで、かえって悩む事になりました。もう二度と、そういう所

にお世話になるまいと思いました。他の事でも、信用できないと思える経験から、もし、私が暴力を受けても“公”特に蕨市には相談に行きません（女性 60歳代 専業主婦 既婚）。

- ・高齢になると健康に不安を持つ事が多く、いらいだち危害を与えられる様な暴力はありませんが、言葉の暴力があります。しかし、ゲーム感覚ととらえられる余裕も出てきました。これは、本当に怖い思いしていない者の話。調査の趣旨にふさわしくない文面で申し訳ございません。（女性 60歳代 勤め人 既婚）
- ・長女の入浴時にのぞいたり、バカ女、バカ娘など今でも続いている。今はすぐ離婚する場合多く、私も常に考えて現在に至っています。このようなことは相談しても聞いてもらうことだけで離婚の場合も私が15年働いてきた事など含めて、財産など家庭裁判所で相談すればいただけるのでしょうか？娘と一緒に引っ越して生活したいと考えてますが（26才）慎重に行動しないとと思い悩んでおります。（女性 60歳代 勤め人 既婚）
- ・人間は本能で生きるのが幸せか？自己中心の性格は一生なおらないのか、くやしいです。青空や草花を見て自然のすばらしさを感じています。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・幸いにして私のまわりには、そんな話を聞くこともありませんが、お茶飲み話に、家庭の愚痴や家族や近所の悪口を言いあって、ストレスを発散していますので、やはり話す場があるということは良いことです。この頃は、個人情報の保護といわれて、情報が入りづらく、だんだん近所付き合いもずいぶんと変わってきたように思います。私自身もいろんな事にも、見て見ぬふりをすることもあります。お節介と思われることと、又、各分野で資格者が増え、資格のないものが口出しできない様に思いまして、手出しもできないような気がします。もう少しオープンになるといいなあと 생각합니다。（女性 60

歳代 専業主婦 既婚）

- ・長い間には、一生仲良く生活する夫婦は100人中半分もないと思います。それが夫婦なのです。（女性 60歳代 勤め人 既婚）
- ・結婚してから40数年、子供三人。今みたいにすぐ離婚できる時代ではなかった気もするし、父親は一人・・・自分さえ我慢すれば子供、養育生活はできる。ただそれだけでした。もう二度と結婚なんてしたくない（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・プライバシーを重んじる現代、なかなか自身の事を人に話すことは躊躇してしまう。まして他人の事を知ろうとすることは大変で難しいものです。日頃、ご近所での声かけなど、小さなことからお互いに心を開いて話ができるようになったら少しはDV問題を防ぎきっかけが見つけられるかも知れません。窓を開いて待っていても難しいので、外へ出て状況を知る調査も必要ではないでしょうか。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・昔はあったけど今はありません。病気になってからなりました。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・私自身、DVの経験がある。ケンカから脚を蹴られるなど。娘にはそういう男は選ぶなどと言っている。しかし、付き合っている頃は分からない。相談しても解決しないことがほとんどだと思う。DVをする人は、小さい頃に自分が暴力を受けて育った人が多いから。教育も効果があるかは分らない。DVを防止するには、相手を尊重するしかないと思う。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・日頃から、お互いの会話が大切だと思っています。どんな事でも、話せる間柄になる必要があると思います。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）
- ・結婚して40年、夫から一度も暴力を振るわれた事は無いので夫に対する憎しみを持たないで過ごせていると思います。ただ言葉の暴力は長

い間の生活の中に一度や二度はあったと思います。年をとってお互い我慢になり頑固になってきたかな？と感じています。この倦怠期をどうやって乗り切るか？今、老年期に入って相手を思いやり（言葉で傷つけないこと）ながら、人生を楽しく終わりたいと考えています。（女性 60歳代 専業主婦 既婚）

女性・年代不明

- ・今現在は主人 40 年前に死別しておりますが、子供が 2 人いて、8 ヶ月の長男と 3 才の長女がその頃に良く主人が酒を飲んで私に対し暴言があり、その都度子供達をおんぶして歩かせたりしてコーヒー店に行ったり、主人が寝込んだところを見はからって帰ったものでした。余りひどい暴言があったりした時は、子供が泣いたりするので、近くの旅館にミルク持参で泊まった事もありました。親戚にも行かれなくて、通報されると困るので、そんな時、どこかに安心して、一時的に泊まれる所があったらいいなと思いました。40 年前頃は断酒会という所がなかったのか知らなかったです。ちなみに、私は両親が死別で、親戚も薄く疎遠でした。母は小学校 1 年の時、父はアルコール中毒肝硬変で死にました。

男性 20歳代

- ・今回の件で DV について意識することができるようになったと思います。被害者・加害者のみでなく早期発見には周囲の方の知見も必要と思われれます。（男性 20歳代 勤め人 未婚）

男性 30歳代

- ・どちらかがどちらかに依存している場合、他者がそれを抑止するのは難しい問題だと思う。相談してもどうにもならないと思っている人が多いのではないかなと思う。（男性 30歳代 勤め人 既婚）
- ・蔵市男女共同参画パートナーシッププラン（第 2 次）の内容が全くわかりません。アンケート

に同封するなど、プランの内容、進行、取組を広報された方が、もっと DV 防止へつながるのではないのでしょうか。アンケート結果を是非、広告・広報誌、etc で市民へ還元してください。役にたったかわからないので。（男性 30歳代 勤め人 既婚）

男性 40歳代

- ・特にございません。（男性 40歳代 勤め人 既婚）
- ・この調査の目的がよくわからない。問 2 の（9）～（18）は暴力と呼べる行為ではなく、別の名称をつけるべき。（モラルハラスメントとか）でないと啓発されてもピンとこない。（よくない行為であることは間違いないが）（男性 40歳代 勤め人 既婚）
- ・DV 防止、支援は社会的問題の一つである。解消のための方策を充実させる必要があると思う。（男性 40歳代 勤め人 既婚）
- ・知人に DV 被害者がいます。加害者は歪んだまま育ち「悪い」という意識に乏しい人物です。通常は普通で、スイッチが入ると激変。すべて同じタイプとは思いますが、性分としての歪みはあるに違いない。となると治らないかも、と悲しくなります。被害者を守り、増やさぬ方法は加害者の把握と隔離でしょうか。犯罪者ではないか定かではありませんが、固着した性質は改善するのでしょうか。（男性 40歳代 勤め人 既婚）
- ・市内ではないですが、奥さんから DV されている人が複数います。内 1 人には『別れた方がよい』と言っても、センノウされているのか、聞く耳を持っておりません。全てを支配・コントロール・マインドコントロールされてしまうと、周囲が気がついて、解決できないのだと痛感しました。又、仕事先のお客様でも、奥さんと娘の 2 人だけがオシャレやぜいたくをし、ダンナさんは、いつも白の無地の T シャツで、奥さんと娘さんが一緒に外出先で外食しているのに、

何も食べさせてもらえず、ただただ待たされている人もいます。DV は、男性から女性だけではなく、女性から男性へも急激に増えている様に感じています。その為に男性も声を上げられる様、男性相談員や、夫子家庭コウジョ、満員電車の男性専用車の設置など、真の男女平等こそが、DV 根絶につながるのではないのでしょうか？（男性 40歳代 勤め人 未婚）

- ・いかなる場合でも暴力や暴言はいけないと思いますし、暴力によつての解決法はないと思います。DV 被害者が（大人も子供も）安心安全に相談できる場所があればいいと思います。（男性 40歳代 自営業 既婚）

男性 50歳代

- ・本当に助けが必要な人の中には、公の機関や第三者に相談することを“恥”と考えて、行かない人もいるのではなからうか。もっと助ける側がおせっかいといわれてもいいから積極的に間に入っていく必要があるのではないかと？また学校教育の中で、このテーマを積極的に取り上げるのもいいかもしれない。（男性 50歳代 その他 未婚）

男性 60歳代

- ・＜外的要因＞警察官の人員が少ないのではないかと感じております。近頃の事件等見ますと、警察官の人数が不足しているのでしょう。きめ細かい取り締まりおよび日々の巡回を目にすることがほとんど見受けられません。特に夜中、学生が（PM11：00～3：00）大声で騒いでいたり、また、多人数で遊んでいる光景をよく体験しています。（夜中の取締、巡回の徹底の強化）
＜内的要因＞学生時のあらゆる（一般人としての人格）教育、指導は家庭で責任もって行うものであり、教育者に願う事など大変おかしな行為である。親の人格を向上する場、及び書面でもっともっと知らしめて行く方法を今一度期待します。（男性 60歳代 勤め人 元既婚）
- ・人権に関しては、外からのハード面としての相

談員や相談所の増員・増設は当然必要であるが、内なる人間の善性への働きが最も重要である。人間のみならず、生きとし、生けるもの（生命・地球・宇宙）の新たな認識を深めていくことが大事である。そのためには、私たち人間が一人一人、年齢に関係なく、なぜ誕生し、なぜ生きていくのか、本当に正しい生き方はどんなものか、常に、考えていけるような環境（研修・地域懇談会・学校教育・社会教育）の整備充実が行われなければならない。社会を利潤追求型（拝金主義・物欲主義・行政の結果優先主義）から生命尊重、共助、公助に大きく変換していくことが大事である。理想は高く大きな峰であるが、足元から一步一步休まず進めていけば必ず到達していくと人類の英知を確信している。その一歩は地域の絆づくりである。「おはよう」「こんにちは」の挨拶が響く街づくりである。蕨市はその先頭に立って、市役所の中で、職員同士、市民へ「あいさつ」の声が響く庁舎にしてほしい。（男性 60歳代 勤め人 既婚）

- ・自分の一方的な考えを押し付けたり、相手の主張に反論できない場合に、男でも女でも暴力で解決しようとする考え方が多いのではないのでしょうか。家庭や学校でも自分の考え方や行動を論理的に主張し、相手の意見を聞いて納得がいけば修正していく、という訓練がなされていないから、周りの空気にはばかり気を配り、自分の考えと程遠い進路・生活を送っている。その事を自覚して来ると、一番身近な家庭の男女間での自由と拘束問題を暴力で片付けるしかない。悲しいかな日本の教育の終着点です。相手の拘束から自由を得る（暴力から逃れる）為には、社会的、経済的なハードルが依然として高い事がわかっているので逃れる事ができない。従って、子どもの頃から自分の考えを研ぎ、本当に納得のいく進路・結婚相手（相手からの拘束が自分の自由と一致する）を選び、日々相手の意見を聞き、コミュニケーションをはかることが、

昨今のグローバル社会に求められている要件ではないかと思うのです。(男性 60歳代 自営業 元既婚)

- ・ いじめ問題と同じで子供の頃から悪い事と良い事の判断を教える事が肝要と思われます。小さい頃から罪と罰の意識は生涯にわたって自意識に寄与します。両親のいない子供達は自治体や親族、学校での教え（躾）が大事になるでしょう。(場合によっては体罰も必要な時があるかもしれません。)(男性 60歳代 無職 既婚)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うもの

とする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者

暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える

旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に

置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住

所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるとき

は、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てる

ことができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しな

なければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事

実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日

内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号
※ 平成26年10月1日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとと

もに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受

けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あつせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者

を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ず

ることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それ

ぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

(平成15年3月27日蕨市条例第2号)

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」

これは、平成2年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市と一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は仕事を中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。

(7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することが

できる体制づくりに努めます。
(2) 市が行う施策に積極的に協力します。

(性別による権利侵害をなくすこと)

- 第7条** 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくすことを目指します。
- 2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。
- 3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

- 第8条** 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

(市のとりくみ)

- 第9条** 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。
- (1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。
- (2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。
- (3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。
- (4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。
- (5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置を取り入れるように努めます。
- (6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。
- (7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援を行います。
- (8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。
- (9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)

- 第10条** 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員（以下「推進員」と言います。）を置くことができます。
- 2 推進員は、次のことを行います。
- (1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるための事業を行います。
- (2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。

(男女共同参画推進委員会)

第11条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」と言います。）を設置します。

- 2 委員会は、次のことを行います。
- (1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。
- (2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。
- 3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。
- 4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができます。
- 6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。
- 8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)

- 第12条** 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。
- 2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。
- 3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。
- 4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

(苦情や相談等への対応)

第13条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。

名 簿

蕨市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	役職	氏 名	所 属 等
1	委員長	足立 明美	子育てアドバイザー
2	委員長代理	杉山 節子	パートナー編集委員
3		上野 梢	蕨市男女平等推進市民会議会長
4		三浦 晶	沖電気工業株式会社
5		関根 雅江	校長会議
6		岩渕 養光	蕨市町会長連絡協議会
7		小島 淳子	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
8		平野 健太郎	子育て中の男性
9		金丸 謙二	公募
10		坂口 麻美	公募

任期：平成27年7月16日～29年7月15日

蕨市男女平等行政推進会議委員名簿

No.	部 名	所属・役職	氏 名
1	総務部	総務部次長兼人事課長	伊東 信也
2		総務部次長兼政策企画室長	根津 賢治
3		税務課長補佐	奥田 純子
4	市民生活部	市民課長	小栗 信二
5		市民生活部次長兼市民活動推進室長	坂本 旻
6		医療保険課長	阿部 泰洋
7	健康福祉部	福祉総務課長	渡部 幸代
8		生活支援課	渡辺 靖夫
9		児童福祉課長	國井 信太郎
10		介護保険室長	岡田 陽一
11	都市整備部	都市整備部次長兼区画整理課長	青鹿 正
12	教育部	教育部次長兼学校教育課長	舟山 好彦
13		中央公民館長	加藤 智子
14		下蕨公民館長	大山 麻美子
15	市立病院	医務局看護科看護部長	松田 久美子
16	消防本部	消防本部予防課長	鵜巢 優子

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

計画策定の経過

蕨市男女共同参画推進委員会

月 日	議 題
平成27年 8月11日（火）	DV防止基本計画（第2次）への提言（案）の検討
平成27年 9月29日（火）	DV防止基本計画（第2次）への提言（案）の検討
平成27年10月26日（月）	DV基本計画（第2次）策定に向けての提言

蕨市男女平等行政推進会議

月 日	議 題
平成27年 7月27日（月）	DV防止基本計画（第2次）の素案について
平成27年12月22日（火）	DV防止基本計画（第2次）の案について ～男女共同参画推進委員会からの提言を受けて～
平成28年 2月22日（月）	DV防止基本計画（第2次）案について ～パブリックコメントを受けて最終調整～

パブリック・コメント

期 間
平成28年1月27日（水）～2月16日（火）

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第２次）

蕨市ＤＶ防止基本計画（第２次）

平成２８年３月

発行／埼玉県蕨市

〒335-8501

埼玉県蕨市中央５丁目１４番１５号

TEL（048）433-7745（直通）

e-mail siminsit@city.warabi.saitama.jp